

一 般 競 争 入 札 公 告

役務の提供等の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年5月23日

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長 竹内 大二



1. 競争に付する事項
 - 1) 件 名：土性分析作業
 - 2) 仕 様 等：仕様書のとおり
2. 入札方法
 - 1) 入札当日参加者名簿に会社名、出席者名（代理可）を必ず記入すること。
 - 2) 入札書は原則として封書にて提出すること。
 - 3) 入札する額は、見積もった金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した合計額とする。
 - 4) 入札は、当研究所の予定価格に達するまで3回を限度として行う。1回目の提出は入札書及び見積書とし、以降2、3回目の提出については入札書のみとする。3回行っても落札者がいない場合は、最低入札価格提示者を交渉相手として減額交渉を行う（見積書用紙を提出）。
 - 5) 第1回目のみ入札書を郵送（書留扱いに限る）により提出することができる。この場合は令和5年6月29日（木）17時までに総務部総務課契約係に到着することを要し、封皮には「令和5年6月30日（金）執行 土性分析作業入札書」と明記すること。
3. 競争参加資格
 - 1) 以下の各号のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 当研究所の競争参加資格「役務の提供等（D. 環境系調査及び研究関連業務）」の認定を受けた者。
 - (2) 国の競争参加資格「全省庁統一資格」の認定を受けた者*。
 - (3) 自治体の行政機関において前号に相当する競争参加資格の認定を受けた者*。
※資格審査結果通知書の写しを令和5年6月27日（火）17時までに提出すること。なお、当該参加資格を申請中の場合は、申請中であることを証明する書類を提出することとし、入札の日時までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。
 - 2) 本入札の公告日から開札の時までの間に、国又は自治体の行政機関において指名停止の措置を受けていない者であること。
4. 交付期間
交付の日から令和5年6月23日（金） 17時まで
5. 入札・開札の日時及び場所
令和5年6月30日（金） 10時30分
公益財団法人環境科学技術研究所 本館 1F セミナー室
上記日時に遅れたときは、入札に参加することができない。
6. 契約条項及び仕様書を示す場所
〒039-3212
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ前1番7
公益財団法人環境科学技術研究所
総務部総務課契約係 高橋 早苗（業務請負契約条項及び仕様書等を配付します）
7. その他
別紙のとおり

補 足 説 明 事 項

- 1) 契約書作成の要否
不要
- 2) 入札の無効
 - (1) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - (2) その他入札条件に違反した入札
- 3) 契約手続きについて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 4) 入札者に求められた義務
入札者が作成した書類等は当研究所において審査し、採用し得ると判断した場合の入札書のみを入札の対象とする。また、提出した資料について説明を求められた時は、これに応じなければならない。
- 5) 落札者の決定方法
本仕様書を満足できると判断した場合の入札書のうち、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きによる抽選により落札者を決定する。
入札は、契約の申込として取り扱う。
- 6) 入札保証金及び契約保証金
免除する
- 7) 支払条件
検査払い
- 8) 必要書類
入札には以下の書類を持参すること。
 - (1) 入札書
 - (2) 見積書：公益財団法人環境科学技術研究所 竹内 大二 宛
(A4 サイズで提出すること。)
 - (3) 見積書用紙
(「(2) 見積書」の中で、値引き額及び値引き後合計額が記載されていないもの。
A4 サイズ・複数枚・減額交渉時に金額を記入のうえ提出すること。)
 - (4) 質問書：原本
 - (5) 委任状、その他これに準ずる書類：代理人をもって入札する場合に提出すること。
- 9) 現場説明
無し
- 10) 質問書
 - (1) 提出期限：令和5年6月27日(火)：12時まで
質問の有無に関わらず、電子メールにて提出すること。
 - (2) 回 答：令和5年6月28日(水)13時～17時
質問があった場合、上述の時間内にFAXにて回答する。
 - (3) 質問書の提出先
総務部総務課契約係 高橋 早苗
E-Mail ies_keiyaku@ies.or.jp
T E L 0175-71-1219 (直通)
- 11) その他
 - (1) 入札申込者心得書のとおり。
 - (2) 契約締結情報(名称、締結日、相手方、金額等)を当研究所ホームページに掲載する場合がある。

入 札 書

件 名：土性分析作業

金 額：	円
消費税：	円
合 計：	円

上記金額により契約条項を承認のうえ入札致します。

令和 年 月 日

公益財団法人環境科学技術研究所

総務部長 竹内 大二 殿

住 所

会社名

代表者

代理人

印

印

令和 年 月 日

質 問 書

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長 竹内 大二 殿

住 所
会社名
代表者

印

入札件名：土性分析作業

【質問事項】

・

令和 年 月 日

委 任 状

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長 竹内 大二 殿

住 所
会社名
代表者

印

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任いたします。

受 任 者	住所
	所属
	氏名

委任事項 以下の入札並びに見積に関する一切の事項
・ 土性分析作業

受任者使用印鑑



土性分析作業 仕様書

令和5年度

公益財団法人 環境科学技術研究所

1. 件名

土性分析作業

2. 目的及び概要

本件は、青森県からの受託研究「排出放射性物質による環境影響に関する調査（海域部分を除く）」における「大気・海洋排出放射性物質影響調査」（陸域土壌・HT酸化）及び「放射性物質異常放出事後対応調査」に必要な土壌試料の基礎データを得るための土性分析作業である。

3. 作業内容

以下の分析作業を行うこと。

【大気・海洋排出放射性物質影響調査】（試料提出時期：8月～10月予定）

1) 陸域土壌

- ・ 試料調整 : 30 検体
- ・ 粒径組成・土性 : 30 検体
 ピペット法（国際土壌学会法区分） 「土壌環境分析法」
- ・ 陽イオン交換容量（CEC） : 30 検体
 セミマイクロ Schollenberger 法 「土壌環境分析法」
- ・ 真比重 : 30 検体
 ピクノメータ法 「土粒子の密度試験（JISA1202）」
- ・ pH（H₂O） : 30 検体
 ガラス電極法 「土壌環境分析法」
- ・ pH（KCl） : 30 検体
 ガラス電極法 「土壌環境分析法」

2) HT酸化

- ・ 試料調整 : 5 検体
- ・ 粒径組成・土性 : 5 検体
 ピペット法（国際土壌学会法区分） 「土壌環境分析法」
- ・ 三相分布・容積重 : 36 検体
 実容積法 「土壌環境分析法」

【放射性物質異常放出事後対応調査】（試料提出時期：7月～1月予定）

- ・ 粒径組成・土性 : 9 検体
 ピペット法（国際土壌学会法区分） 「土壌環境分析法」
- ・ 陽イオン交換容量（CEC） : 49 検体
 セミマイクロ Schollenberger 法 「土壌環境分析法」
- ・ 交換性陽イオン（Ca, Mg, K, Na） : 64 検体
 浸透法による抽出ー原子吸光光度法 「土壌環境分析法」

- ・ pH (H₂O) : 9 検体
ガラス電極法「土壤環境分析法」
- ・ pH (KCl) : 9 検体
ガラス電極法「土壤環境分析法」
- ・ Tiessen によるリン酸の逐次抽出試験 : 45 検体
Tiessen リン酸逐次抽出改法「Geoderma (1995) 64:197-214; Soil Sampling and Methods of Analysis, Chapter 25」
- ・ 粘土鉱物同定のための粘土画分採取 : 9 検体
- ・ リン酸吸収係数 : 9 検体
リン酸アンモニウム液法「土壤環境分析法」
- ・ アンモニア態窒素及び硝酸態窒素 : 49 検体
塩化カリウム液抽出ー逐次蒸留法「土壤養分分析法」
- ・ 可給態リン酸 : 144 検体
トルオーグ法「土壤環境分析法」
- ・ 土壤バイオマスリン : 65 検体
クロロホルム燻蒸抽出法「土壤微生物実験法」
- ・ 無機態リン酸の分別定量 : 45 検体
逐次抽出法「土壤養分分析法」
- ・ 熱硝酸抽出カリウム : 89 検体
1N 熱硝酸抽出 (1 回抽出法)「土壤養分分析法」
- ・ TPB 抽出カリウム : 89 検体
「Plant and Soil (2011) 341:461-472」

4. 納期

令和 6 年 3 月 1 日

5. 納入場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ前 1 - 7
公益財団法人 環境科学技術研究所

6. 提出書類

種 類	内 容	提出期限	部数
完了報告書	測定結果	作業終了後速やかに	1 部
Microsoft Excel ファイル	測定結果	作業終了後速やかに	1 部
その他	当研究所の要求資料	要求後速やかに	必要部数

7. 検収

本仕様書の定める事項が確実に実施されたこと及び提出書類の確認をもって検収とする。

8. 協議

本仕様書に定めのない事項について打ち合わせの必要が生じた場合、受注者はその都度、当研究所と協議し、必要な措置を講ずること。なお、受注者が、当研究所との協議並びに必要な措置を怠ることにより生じた延滞等の損害については、一切受注者の負担とし、その代替行為の措置を講ずること。

9. その他

- ・ 試料の受け渡しは、別途打ち合わせに基づくものとする。
- ・ 品質管理に関する費用は受注者が負担すること。